

第30期第4回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成28年3月29日(火) 15:00~16:55
開催場所	ワークピア横浜 3階「かもめ・やまゆり」
出席委員	明石委員 新井委員 飯田委員 影山委員 柏委員 神長委員 菊池委員 櫻井委員 佐々木委員 新保委員 天明委員 戸塚委員 長谷山委員 増田委員 松橋委員 丸山委員 村田委員
欠席委員	岩本委員 高橋委員 橋本委員 細川委員 松原委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 横浜市移動福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</p> <p>2 部会の開催状況について</p> <p>(1) 里親部会</p> <p>(2) 保育部会</p> <p>(3) 児童部会</p> <p>(4) 障害児部会</p> <p>(5) 放課後部会</p> <p>3 その他の報告事項</p> <p>(1) 児童虐待対策の推進について</p> <p>(2) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画(仮称)について</p> <p>(3) 平成28年度予算について</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にんしんSOSヨコハマについて ・横浜子育てパートナーの開始、港北区地域子育て支援拠点サテライトの開所について

議
事

1 報告事項

(1) 横浜市移動福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
事務局から資料に基づき報告

2 各部会からの報告

里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告

3 その他の報告事項

(1) 児童虐待対策の推進について
事務局から資料に基づき報告

○明石委員

すばらしい施策だと思います。対策2の3番目に、小学校への児童支援専任教諭の配置とあります。これは横浜市独自の予算で専任教諭を確保したのか、それとも文科省の3分の1の補助があったのか。実は中央教育審議会でも地域連携担当教員を今度は学校として用意する方策があります。これは341名の配置があるのですが、横浜市単独で予算化したのか、その辺がもしわかりましたら教えていただきたいことが一点。

2点目は、4番目のスクールソーシャルワーカーをかなり配置しているのですが、その中で統括スクールソーシャルワーカーの配置が1名あります。実はこれも同じ文科省の中で、統括コーディネーターというものを都道府県あたり1件で考えています。この統括スクールソーシャルワーカーの人材育成について、どういう基準があって、どうやって育成をしているか。相当力を持った方だと思いますが、その中身がわかれば非常に参考になるので、その2つをお願いいたします。

○事務局

申し訳ございません。具体的な担当が教育委員会になりまして、今日は出席しておりませんが、具体的なところはお答えできません。

○佐々木委員長

今の2点ともですか。

○事務局

はい、2点ともです。申し訳ございません。

○佐々木委員長

両方とも教育委員会関係ですか。どうでしょうか。また何かの機会に情報提供をさせていただくと。

○明石委員

またで、よろしいです。

○事務局

改めての機会に情報提供をさせていただきます。申し訳ございません。

○新井委員

同じ対策2の1番と2番について伺いたいのですが、4児童相談所に係長を2人体制ということは計8名と理解してよいのでしょうか。それと、2番の6人増員ということは、4児童相談所にそれぞれ6人か、4児童相談所に計6人であるとしたら、各児相にそれぞれ何人配置になるのかということをお伺いしたいです。それとともに、「社会的養護に関する支援を充実」と書いてありますが、具体的にその人たちが社会的養護のほうに何人配置されるのか、もし決まっているようでしたら教えてください。

○事務局

まず1点目でございます。4児童相談所に相談指導担当係長が2人体制ということがございます。これまで27年度は、北部児童相談所、それから中央児童相談所の2カ所だけに2人体制でございましたけれども、来年度からは残りの西部・南部と合わせて4つの児童相談所にそれぞれ2名の係長体制となりました。具体的な役割としましては、虐待の相談通告をいただいて、児童相談所の所内でそのケースを管理していくというような仕事。それからもう一つは、区役所等の関係機関への助言や情報提供を専門的な観点からさせていただくというようなことをやらせていただければと思っております。

それから2点目でございます。児童福祉司6人を増員でございますが、これは4つの児童相談所全部で6名ということでございます。

それから、社会的養護ということでございますけれども、児童虐待につきましては、最初のいわゆる初期対応でお子さん、親御さんの安全を守っていくということで、必要なところで一時保護をしていくというような仕事がございます。その後も継続的に親子関係の調整や支援をしていく中で、例えば施設入所というようなこと、あるいは里親への委託をしていくというようなこと、それからそうした施設入所をした後も在宅のほうにまた復帰をしていただくというようなことをまとめて社会的養護ということで取り組ませていただいております。今回は児童福祉司増員ということで、こういった初期対応だけではなくて、その後の継続支援、社会的養護についてもより力を入れて進めていけることができるというようなことに取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木委員長

ご質問の中には6人がどこへ配置されたかということもありましたね。

○新井委員

6名増員された方が、その措置や家族再統合、里親委託等の推進のためには、どのくらい増員していただけるのかお伺いしたいです。

○事務局

係で申し上げますと、いわゆる最初の相談を受ける相談調整や相談指導担当の後にあります、支援係というところに配置をされることになります。

○事務局

今回の増員の目的、眼目といたしますのは、やはり今まで即応しなければならない、そこをしっかりとやる人員を増やしてきた。同時に、今度その子どもたちをその後どうするのかと。養護施設に関連、里親の関連、そういったものの中でどういう対応をしていくのかということを目にした増員でございます。そのために、この増員分の6人はすべて、そういう業務に従事することを念頭に置いております。

○菊池委員

対策5の中にあります、関係機関相互の連携強化の中の3で下線が引かれています。「児相・警察・検察の協働による子どもの心理的負担等に配慮した面接の取り組みの実施に向けた調整」とあるのですが、もう少し何か具体的なところを教えてくださいと思います。司法面接の件だとは思いますが、調整ということが何か次の実際に行うことの前段階のお話なのか、そのあたりを教えてくださいいただければありがたいです。

○事務局

こちらは、例えば性的虐待ですとか、そういう重大な虐待があった場合に、事件化をしていって、いわゆる加害者である親御さんを処罰していかなければいけません。そのときに、お子さんのほうから被害事実を確認していく必要があるわけですが、なるべくお子さんに同じことを何度も聞いて二次的な被害のないように、できれば1回でということ、かかわっているところが児童相談所、それから警察、検察ですけれども、その3機関が協働で面接をしていく取り組みをしようということで昨年10月下旬に国のほうから通知が出ております。神奈川県下、いわゆる五県市の中で児童相談所と神奈川県警本部と、それから横浜検察庁、その3者が今月は早速集まって、来年度からの取り組みに向けて打ち合わせ等もしております。具体的には、やはり面接の仕方をどのようにしていくのか、どんな場所で行っていくのか、あるいは情報共有をどういうふうにしていくのか、そういったことを議論しております。これをまた具体的に面接をしていくに当たって、来年度に向けての取り組みにつなげていこうというようなことで、現在取り組んでいる状況でございます。

(2) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）について

事務局から資料に基づき報告

○丸山委員

2点教えていただきたいことがあります。1枚目の計画の対象で、年齢層としては、生まれる前から大学を卒業した後の自立に向けた支援を含め、おおむね20代前半までの子ども・若者とその家庭とあります。これは、自立という基準がいろいろなケースの方がいらっしゃると思うので、それぞれだと思いますが、それぞれなだけに、逆にこうなったときにこの時点で自立が完了しているというよう

な具体的な基準がありましたら、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。20代前半という大体、自立といったら、おひとりでしたら、もちろん自活できるような形になると思いますけれども、そのときの、もう保護者ではない家庭の方の状況等いろいろあると思いますので、もしこういう基準で自立と認めますということがあったら教えていただきたいです。

あと、今の資料の2枚目のほうですけれども、1番の①で「子どもに直接届く、学習や生活の支援を充実します」とあります。ここに放課後学び場事業ということで、十分に身につけていない中学生に対する学習支援が、新規で20校となっていて、学校等において実施とあります。これは具体的に、例えば学校の場所をお借りして放課後などに行うのか、それともこの20校のうち学校ではない場所で、ほかに何か場所をお借りしてなどがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○事務局

まず1点目の自立に向けた支援という中での自立という考え方でございますが、この計画の中では、自立そのものについて明確に何か定義としてお示ししているということではございません。それぞれご指摘のあったように、いろいろな状態という中での判断ということもあろうかと思えます。また、ここで計画の対象の年齢層としても、おおむねということで20代前半までという大学等を卒業するくらいの年齢の中で、次に仕事につけるように、仕事につくという中での一定の自立というところで、そういう年齢で区切っているところはあります。

ただ、今回実は、この施策の中で記載をさせていただいている、右側のほうでいえば施策の4番の困難を抱える若者の力をはぐくむといった中での、若者の相談就労支援というところにつきましては、30代、つまり39歳までということで、そこまでの年齢を対象とした事業もこの中に記載をさせていただいているというところがございます。ですので、年齢で一律に切るということではありませんけれども、おおむね大学を卒業するくらいの年齢というところが主な対象になるであろうということで、お示しをさせていただいているということでございます。

それから、2点目の放課後学び場事業のところでございますが、新規20校の場所については、学校等においてとはなっていますけれども、これは主には中学校でということになりますので、中学校で放課後が中心になってくると思います。ただ、実際にこの学習支援に携わっていただく方は地域のボランティア等の方が中心になってこれから組み立てをしていくということになりますので、中学校が主な場所になるとは思いますが、場合によっては地域の施設等を活用してということも出てくるかもしれません。ただ、基本は中学校ということになります。

○新保委員

まず、横浜市子どもの貧困対策に関する計画原案の概要というところでお示しいただいているものを読ませていただきました。下線が引いてあるものとして、年齢層として生まれる前からというところに着目していただいて、一步踏み出していただいたことを、とてもありがたく感じます。多分いろいろな議論があったのだらうと思いつつも、母子保健のほうからのご支援も得ながら、そして児童虐待のほうのページに妊娠期のモデル事業という形で母子生活支援施設をご活用いただくような議案も提案されているということから、この子どもの貧困対策の中の貧困の連鎖を防ぐための大切なところに踏み出していただいたことを非常に感じます。

一方、後ろのほうで、子どもの貧困対策の5つの施策という中では、施策の1番から5番まで書い

てあります。貧困の連鎖を断つということはとても大事なことで施策3に書いてありますが、この部分は学習支援もしくは進学支援ということが書いてあります。確かにここに書かれていることはとても大事なことでありますが、まさに横浜市が今進めようとして、ゼロ歳、生まれる前からと書いていただいたような母子保健のことを明確に、この連鎖との関係で書くことが必要なのではないかと気がいたします。これはもう既に決まっていることなのかもしれませんが、できるだけ早い時期に貧困の連鎖を断つところに、生まれてくる前からのこの母子保健事業、多分、母子保健と母子生活支援施設やシェルター、産科の医院などがかかわってくるかと思います。ですので、連鎖を断つというところに、母子保健もしくは産科の医療のことあたりをお書きいただけないかなと思います。

現に横浜市はそれに着目して、それを進めてらっしゃるように感じますので、とても大事なことだろうと思います。これらのことは子どもの貧困として語られることがあるけれども、その前に提案された児童虐待に関すること、それから人や家庭支援に関することともまさに重なるところであると思います。また、まさに今、3月末に国会に提案予定だとお聞きしていますが、養子縁組あっせん法や改正児童福祉法の社会的養護分野の趣旨に関することだと思しますので、ぜひこの生まれる前からというところを大切にしてくださいありがとうございます。そして、この「生まれる前から」ということをつけ加えていただいたことを、とてもありがたく感じます。

○事務局

施策3というところでは、貧困の連鎖を断つということで、学習支援、進学支援、それから就学継続支援というところに絞った形での記載というふうになっています。ただ、もちろんこれだけが貧困の連鎖を断つということではないということについては、我々としても当然認識しているところがございます。また、母子保健に関する事業等につきましては、施策1のところへ主に中心に記載をさせていただいているところです。妊娠・出産期からの子どもの貧困対策の重要性というところにつきましては、今回、貧困の連鎖を断つという観点からだけではございませんけれども、お配りをしているホッチキス留めになっている原案の冊子の中で55ページのところです。

55ページのところで、必ずしも貧困の連鎖を断つという観点からということではありませんが、ここで一つ、施策ということではなくて、この時点での子どもの貧困対策の大切さということにつきましては、状況等も含めて改めて計画の中にも記載をさせていただいているところがございます。それで今後の施策にはこういった部分に記載させていただいたところも生かしつつ、施策展開を図っていきたいと考えているところがございます。

○天明委員

子どもの貧困対策に対する計画ということで立てられているのですが、全体的に普通に市でしている事業が書かれているようなイメージがやはりあって、貧困に特化している子どもをキャッチすることが市民感覚としてはかなり難しいです。個人情報なので、もちろんそこを把握する必要がある市民としてないのかもしれませんが、個々の状況がお金のことについて大変そうだという子どもに対して、どうやって支援を生かせるかということが市民の立場からすごく難しいので、ここは本当に行政の力の発揮のしどころというか、行政だからわかる情報をどのように必要な人に知らせていって、必要ではない人にはきちんとブロックするという形を共有することが逆に大切なのではないかと思えます。いろいろな人と力を合わせてやるような形にはなっていますが、ある意味そういうところ

に情報提供をしなければ、その子が貧困対策を受けるべき人なのだとすることがなかなかわからないと思います。これは運用レベルなのかもしれませんが、とても立派なものをつくっていただいたので、これがきちんと運用できるようにする。また、市民のほうからもそういうことで困っていたら、どこに行ったらいいのだろうということが普通に子どもの相談ということでもどうしても行ってしまって、貧困という大切なフォローしなければならないこと、課題が隠されてしまうのではないかという懸念を感じます。

なので、計画の進捗状況の把握についても、小・中学生に、自分にはよいところがあると思える子どもの割合が増やされることが望ましいと落ちついていますが、これは特に貧困の子どもに調査をフォーカスしてこういう数値を出すわけではなく、全体のうちの調査の出し方です。本当に貧困の子どもがそのように感じるかどうかかわかるように、指標を持つという工夫が何かしらあるといいのかなと思います。その前に、運営委員会を立ち上げた中で多分話されてはいると思いますが、もうちょっとターゲットの絞り方や評価の仕方に工夫ができるといいかなということは思いました。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。我々としても、先ほどおっしゃったような、どのようにしてそのお子さん方の状況に本当に気づいていけるかという部分の大切さということについては、策定連絡会の中で有識者の方々から本当に数多くご意見をちょうだいしてきました。ただ一方その難しさがある中で、どうやってそれが実現できるのかというところについては、もちろん我々も一生懸命これからやっていきたいとは思いますが、この計画ができたから終わりということではありません。今回この計画の中でも、やはりそういうことがまず大事なのだということはいろいろご指摘をいただく中で、施策の1番として整理をさせていただきましたけれども、これが出発点ということになるかと思います。また今後、28年度からも有識者の方を交えた計画推進のための会議ということもやっていきますので、そこでのご意見もいろいろ頂戴しながら、また具体的な方策については、我々としても十分に皆さんと一緒に考えていながら取り組んでいきたいと考えています。

また、指標の部分についてもおっしゃるご指摘のとおりです。我々がどれだけいろいろな取り組みをすることによって、現にそういう状態にあるお子さん方が非常に未来に希望が持てるようになったかということが、本来はまさに重要だとは思いますが。今の時点では、現時点で把握している数値としては中学生全体の数値だということがありますので、いただいたご意見については、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○明石委員

まず1点目は、天明委員がおっしゃったことは非常に大事なことだと思います。以前、シングルマザー親子のキャンプをやったことがあります。シングルマザーという非常に抵抗があって引く方もいます。そうすると、行政が持っている情報でいろいろな方に内々に連絡をしておいて、表向きは「親子のキャンプですよ」と言うので3分の2くらいはシングルマザーの親子が来て、3分の1はダブルの親の方が参加します。非常にいいプランなので、今後、広報の仕方を少し考えていただきたいです。おっしゃるように、行政の表には出ないけれども何かいいデータをお持ちだから、その辺を含めてやっていただけると、これはすごくいいプランです。ということで1つ質問と1つ意見です。

この原案で、高等学校卒業程度認定試験合格者の支援というものが37ページにあります。その講座

の受講費用を支給するとしていますが、介護ヘルパーの場合は金額が出ているのですが、ここは金額が出ていません。要するにこれは昔の旧大検だと思いますが、フリースクールに行く方は、かなりアップークラスが多くて、物すごくお金がかかります。旧大検を受ける方はそうでない方も受けられるので、この講座受講費用をどのくらい想定してらっしゃるのかということが、まず一つの質問です。

2つ目の意見は、先ほど、貧困の連鎖を断つために中学生の寄り添いの学習支援があって、中学校の新規20校でやるということです。これは対症療法としては必要だと思いますけれども、中学校の学習の落ちこぼれは小学校3～4年から始まっているのです。ですから、お願いしたいことは、予防的と申しませうか長期的な視点です。小学校3～4年生で社会科と理科が出てきます。そして国語の漢字が物すごくふえてきて、算数の概数の桁も大きくなります。大体、学習のつまずきは小学校3～4年生で始まるのです。そうすると教員も頑張ってくれますけれども、そういう形の支援もやっておくと、5～6年生の算数もクリアして、中学校の学習にもついていけるということになります。だから、必ずそういう対症療法的な施策と長期的な施策を少し考えていただくといいかなと、これは意見でございます。

○事務局

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、おっしゃるとおり旧大検ということでしょうか。講座の受講料の一部支給ということで最大60%、支給の上限額は15万円ということで想定しておりまして、講座の値段はそれぞれ、ばらばらではありますけれども、通信として25万程度ということで想定しております。

(3) 平成28年度予算について

事務局から資料に基づき報告

○増田委員

多岐にわたる予算が予定されておりまして大変なことだとは思いますが、ただ、先ほど来からいろいろな新たな事業等を見ましても、確かにその対象となる子ども・家庭への対策は出ているのですが、その担い手である保育士や社会福祉士等、保育・福祉の担い手についての記載がないと思います。ご存じのように今、保育所についてはマスコミ等でもいろいろなことが言われており、ああいったことがないと政治家も、国もなかなか動かないという大変悲しい思いをしております。

ぜひ横浜でもいろいろな施策等を考えるときに、必ず付記として保育士等の処遇を改善しなければならぬということはおっしゃると思いますが、なかなか具体的などは出にくいですが、もちろん出にくい財源確保の問題があるのですが、こういった質の高い施策を進めていくときに、その担い手であるところに少しでも光を当てる具体的な向上をとということがあります。そのあたりは、きょうは局長さんもいらっしゃいますし、横浜市がどのように考えてらっしゃるのか、そう極端なことはできないにしても、やはり未来に向かって何らかの横浜方式、横浜はやはりその先をしっかりと見ながらやっていくということを、ぜひお出しいただければと思います。もうぎりぎりのところに保育士は来ていると私は思っております。

○事務局

今、増田委員がご指摘のところは、本市でも非常に大きな問題だと思っております。そもそも保育士に関していえば非常に確保が難しいということで、保育を始めるスタートラインに立てない状況に陥る危険性は高いと思っております。そういう意味では、いわゆる国で決められている保育の運営費以上に、これまで横浜市としても法定外の扶助費ということでお出ししておりました。具体的には書きぶりは非常に少ないのですが、9ページの(2)番にそういった処遇改善のところも横浜市としては、国の改善の範囲外の方で横浜市が独自に上乘せ配置をしている職員についても、国と同様の待遇改善・処遇改善を今進めております。かなり大幅にというような国が今言われている財源ほどではございませんが、努力をしているところでございます。

あわせて、保育・教育の質ということでは、研修・研究のところが非常に大事だと考えております。今年度から特にこれまで園外研修を、出てきて研修を受けていただくということを実施してまいりましたけれども、それもそれとして保育の現場とするとなかなか外へ出ていきにくいという声も多くいただいております。そういう意味では、現場での育成ということも非常に大事だと思っております。それを何とか現場の方でやっていただくにしても、企画することも含めて、日々の保育の中では時間的にはなかなか難しいところもあろうかと思えますし、ほかの保育の現場の情報も少ないということもあろうかと思えます。そういった意味では、園内研修をサポートするサポーターも派遣しながら、待遇改善と、いわゆる質の向上についても、本市として積極的に取り組んでいこうという意気込みとしてはございます。

○村田委員

今の増田委員のお話は、現場の人間としては大変心強いご質問だと受けとめました。特に私立の保育園では、ここ1～2年、保育士を募集しても、正職員も含めてなかなか充足しないという事態が続いていまして、この辺は非常に深刻でございます。保育士が雇用できないために、子どもたちを受け入れることができない、要するに受け入れを制限しないといけないという部分もやはり出てきているというところでございます。待機児解消ということで量を広げて受け皿をつくる、それが待機児の解消になるというふうに我々は思っていた節がありますが、実は受け皿をふやしたとしても、担い手が集まらなければ待機児童解消にはなりません。そういう点では、受け皿だけ拡充しても、もう限界が来ていると現場では思わざるを得ません。

きょうの新聞を皆さんも見ていただいているとは思いますが、例えば1歳児については、国基準は保育士1人について6人という子どもの基準でございます。横浜市は1歳児4人について1人というところでございます。国のほうは、そういう国の基準を上回る自治体に対して6人に1人という基準で受け入れていただきたいという規制緩和というものを打ち出してきているわけです。横浜市では何年から4人に1人という基準になったのか、私は正確な年代はわかりませんが、もう10数年前の話だと思えます。それを待機児童解消というためだけで、時計の針をそれこそ10数年前に一気に戻してしまうという点では、現場では特に保育士については今でも限界なのに、さらに厳しい状況になると。そういう点では、また新しい担い手を確保するという事は非常に難しいと思えます。

横浜市はもちろん処遇の改善ということで、さまざまな手を打っているところでございますけれども、多分、横浜市の努力だけでもこの状況には追いついていけないという現場の状況があるということもあります。そういう点では、現場の者として少しずつでも、例えば何年先にはこうなのだと

う目途が立つような施策みたいなものが明確になれば、保育士等も希望を持って仕事に専念できると思います。そういう点では、増田委員がおっしゃったように、担い手をどうするかということを変更して考えていなければならないという思いを感じている、このごろでございます。

○新保委員

そのちょうど同じ流れで、お二人のおっしゃっていることはとても大事なことだと思いますし、多分、数カ月くらいの中に本市としての基本的な考え方を決めなければならない時期が来るのだらうと感じていて、とても大変な時期だと思います。今、村田委員がおっしゃった保育士の配置基準の緩和ということが多分、国から言われてくるだらう。そして市民の感情とすれば、サービスをたくさん受けたらいいという意見が出てくるであらう。一方で保育の現場からいうならば、子どもたちのために安全で、そして将来のことを考えた保育サービスを提供したいというニーズがあるだらう。それらのバランスをとっていかなければならないと、とても難しい時期だと思います。

ですから、今現在、私がこの場で言うことができるのであれば、本審議会の中の保育部会で、継続的にこの問題について対応していただけないだらうか、考える機会を用意していただけないかということが私の現時点におけるお願いでございます。多分そうする中で保育士の確保のこと、そして子どもたちが保育サービスを受けられるということ、それから全国的な対応への本市としての対応策を考えるということ、これらを緊急にやっていく必要があるのではないかと。私としては保育部会に期待したいと考えます。

(4) その他

- ・にんしんSOSヨコハマについて
- ・横浜子育てパートナーの開始、港北区地域子育て支援拠点サテライトの開所について
事務局より資料に基づき報告

○新井委員

にんしんSOSヨコハマについて、昨日たまたま養親さんと話をする機会がありまして、地下鉄のLEDを見て、横浜市がにんしんSOSについて取り組み始めたことをとてもうれしいと言っていたことを、皆さんにお伝えさせていただければと思います。1月22日にスタートされて、34名の方が相談されたということですが、ぜひお願いしたいのは、相談して終わりではなくて、この先どうつなげていくかということに、しっかりとした取り組みをお願いしたいです。悲しい事態になってしまわないように、子どもの最善の利益のために代替養護もうまく使いながら、連携が繋がっていなかったら悲しい事件になってしまうことがないように、一人の子どもの命がかかっていますので、万全の体制を整えていただければと思います。

○事務局

私たちがこの窓口をつくった励みのお言葉をいただきまして、ありがとうございました。私たちも相談から支援が必要な人たちを確実に支援につなげていくということが、この事業でどのくらいできていくのかということにやはり力を入れていきたいと考えているところです。

現在、相談の中から区役所のほうにつながっているものは、4ケースくらいあります。子どもを出

産したけれどもパートナーと別れることになってしまって、これからどういうふうにしていくのかということで悩んでいる方。それから、未婚でご結婚ができない、仕事をやめてしまって、経済的な問題で産みたいけれども産めるかどうかというお悩みの方。それから、そうでない方たちで、流産の傾向があって、地方から早く里帰りをしなさいとって横浜に帰ってきた方がやはり安静にしないではいけなくて、きょうだい児の世話ができないような状況になって、横浜市内の中で、里帰り先でのきょうだい児のサポートを何か受けることはできないかというご相談があって、区役所の窓口につないだりすることがありました。

このように少し深刻な問題から一般的な子育てサポートを求めているところなどを、具体的に相談から区役所のほうにつなげておりますので、引き続き先生がおっしゃったようなことを一つ一つ丁寧にやらせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木委員長

それでは、もし委員の先生方から事業計画や予算等についてご質問がある場合、どこに連絡をすればいいですか。

○事務局

ホームページでも出ておりますけれども、こども青少年局の総務局の総務課長岡ノ谷にご連絡をいただければ、つなげさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。671-4263です。

○事務局

先ほどの報告事項は、児童虐待対策の推進の中で明石委員からご質問をいただいた件について、もう一度お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

先ほどお答えできませんでしたので、明石委員のご質問にお答えしたいと思います。まず児童支援専任教諭の配置ですけれども、全校に配置しておりまして、この部分の財源につきまして本市単独だそうです。ただ、この専任教諭を配置するに当たりまして、全校に非常勤の講師を1名ずつ増員しておりまして、その非常勤講師の費用の3分の1は国費ということでございます。ちなみに、児童専任教諭は正規の職員だということです。

それからもう一つ、統括スクールソーシャルワーカーの役割と資格ということだと思いますけれども、18名いらっしゃるスクールソーシャルワーカーの人材育成や助言指導を行うという役割でございます。この統括の方は、経験豊富な方や高い専門性をお持ちの方ということで考えていまして、特に資格ということではなくて、そういった経験をお持ちの方を配置するということを考えているということでした。

資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4 横浜市児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について 5～9 部会報告書（里親、保育、児童、障害児、放課後） 10 児童虐待対策の推進について（報告） 11 横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）について 12 平成28年度こども青少年局予算概要
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 リーフレット「にんしんSOSヨコハマ」 2 チラシ「横浜子育てパートナー子育て家庭の相談窓口」 記者発表資料「港北区地域子育て支援拠点サテライト開所・内覧会開催」 3 平成28年度健康福祉局予算概要（抜粋） 4 平成28年度教育委員会予算概要
特記事項	なし